

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

重大な労働災害発生時に関する注意事項（上）

前書き

労働部が2014年2月に職業安全衛生署を成立させたことは、台湾における労働の安全と衛生についての水準が一段階進歩したことを表している。全力で安全衛生政策の企画及び実行の統合を行うほか、労働災害予防機能の強化、そして職業安全衛生法の2015年1月1日からの全面施行に合わせて、関連附属法規の修正（追加）を完成させ、職業安全衛生管理の徹底を事業単位に促し、職場の安全衛生文化を推進し、労働災害の発生を有効に予防することが期待される。

もし事業場で重大な労働災害が発生した時、事業者が注意すべき事項は何かなど、本文は、職業安全衛生法における安全衛生施設に関する範疇について、以下の事例を用いて説明する。

例：ある労働者が高所においてシートベルトも使わず荷物の積み上げ作業をしていたが、不注意で地面に墜落し、病院に搬送され救急処置を受けたが死亡が確認された。その後労働検査機構は、労働災害が広がらない様に、文書による通知を以って当該事業単位に営業停止処分を下した。

● 職業安全衛生法（以下「職安法」）の目的及び適用範囲

「職安法」第1条、第4条により

労働災害の防止、作業員の安全及び健康を保障する為に、特別にこの法律を制定する。その他法律に特別に規定がある場合、その規定に従う。

この法律は各事業に適用する。但し事業規模、性質及びリスクなど要因に応じて、中央主務機関は、この法律の規定の適用部分について指定、公告することができる¹。

¹ 労働部勞職授字第 1030201348 号公告：本法律の2014年7月3日からの施行後、追加適用する各業の事業規模が労働者5人以下の場合、以下の部分規定のみ適用する。第1章（第1条から第5条）、第2章（第6条・第7条・第9条・第10条・第14条・第16条）、第3章（第24条）、第5章（第40条から第49条）、第6章（第51条第2項）。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

● 労働災害の定義

「職安法」第2条により

労働災害：就業場所の建設物・機械・設備・原材料・化学物質・ガス・蒸気・粉塵など、又は作業行動及びその他業務に起因して、作業員が疾病、負傷、労働能力の喪失又は死亡する場合を指す。

● 事業者の事業場における安全衛生施設に関する責任（事例に関係する部分のみ説明）

「職安法」第6条により

事業者は、下記事項について規定に適合する必要な安全衛生設備及び措置を講じなければならない。

1. 機械、設備又は器具などに起因する危害の防止
2. 墜落、物体の落下、崩落などのおそれがある作業場に係わる危害の防止

前述の規定により事業者は、「職業安全衛生施設規則」²中の車両機械の使用・人の墜落の防止・防護具などに関する規定³に適合してはじめて作業員が作業をする安全衛生設備及び措置の最低標準に適合する。

● 労働検査

➤ 労働検査機構とは、労働検査法（以下「労検法」）第2条により中央又は直轄市主務機関又は関連機関が労働検査業務を処理するため設置した専門検査機構を指す。

➤ 労働検査事項の範囲は、「労検法」第4条に基づき以下の通りとする。

1. この法律に定めた検査を実行しなければならない事項
2. 労働基準法令に規定の事項
3. 労働者安全衛生法令に規定の事項
4. その他労働法令により取扱わなければならない事項

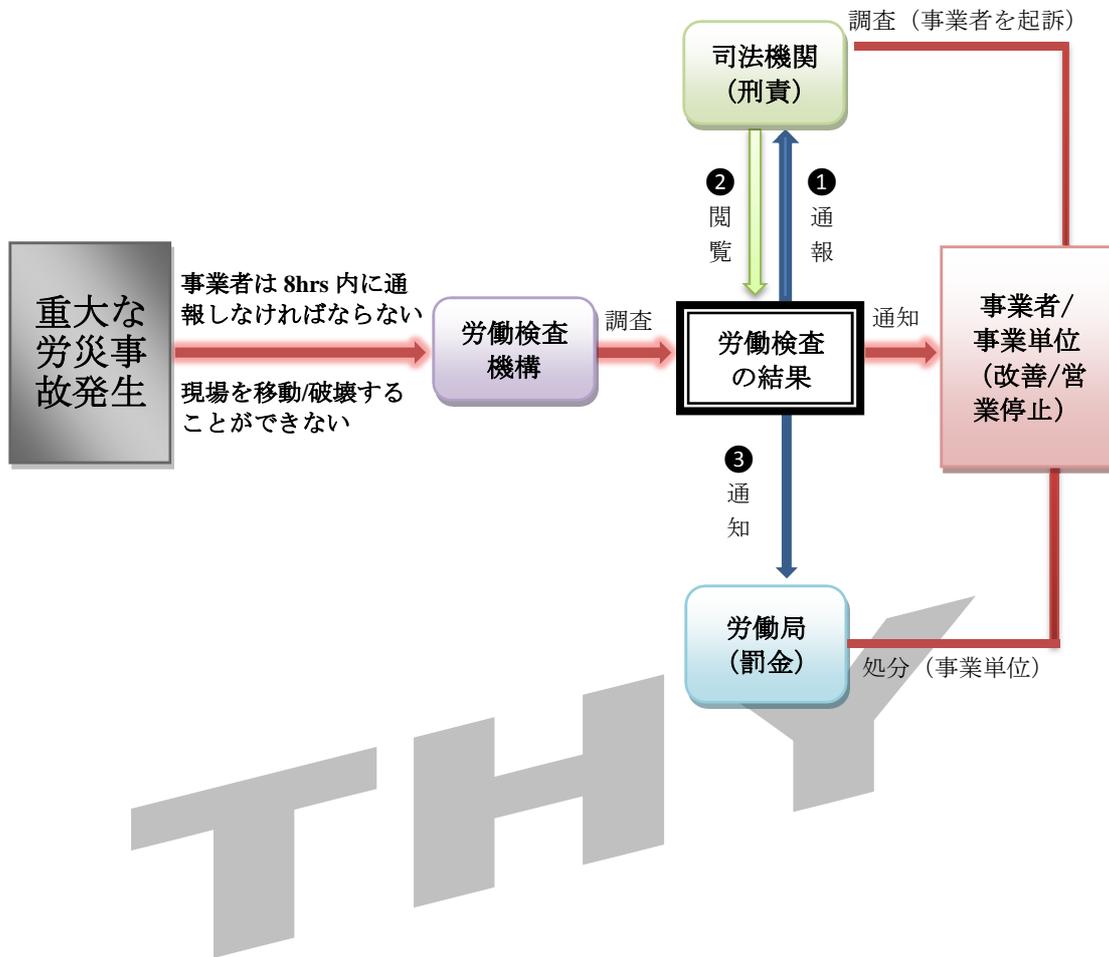
² この規則は、「職安法」第6条第3項により定める。

³ 車両機械に関しては、職業安全衛生施設規則第114条から第128条に定める。人の墜落防止に関しては、第224条から第234条に定める。防護具に関しては、第277条から第290条に定める。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

● 重大な労働災害発生時の処理の流れ



本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
 を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
 される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。